

平成 20 年 12 月 13 日

## 損金の帰属事業年度(その他経費)

租税法務学会札幌支部  
松田孝志

序

平成 19 年 11 月 20 日の裁決による平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日の事業年度の法人税の更正処分全部権消の裁決である。

争点は3つある。

第 1 の争点は遅延損害金を本件事業年度の損金の額に算入できるか否かである。

第 2 の争点は配当金による一部弁済

第 3 の争点は更正処分におけるけ損金  
である。

本報告に於いては第 1 の争点を中心に報告するものである。

本事例は、原処分庁が、破産者 社(以下「破産会社」という。)の平成 16 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度(以下「本件事業年度」という。)の法人税について、収入額の計上漏れを理由として更正処分を行ったことに対し、破産会社の破産管財人である審査請求人(以下「請求人」という。)が上記計上漏れについては争わないものの、別途に損金の額に算入すべき費用がある等主張し、その全部の取消しを求めたものである。

争点は、A 社が、法人格否認の法理に基づき、破産会社を被告として、B 社に対して有していた貸金債権の履行を求める訴訟を提起し、その請求を全部認容する判決が確定し、事業年度内に発生した遅延損害金を本事業の事業年度後の損金の額に算入することができるか否かである。

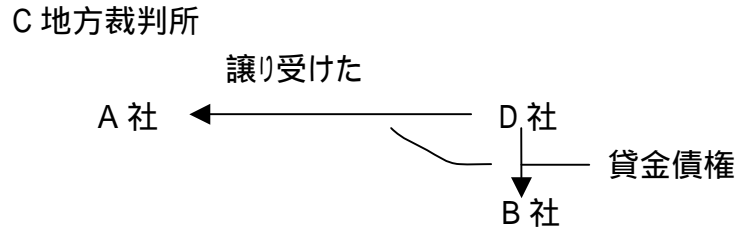
## 事業の概要

### 1. 経緯

本事業の経緯と流れを図示すると以下のとおりである。

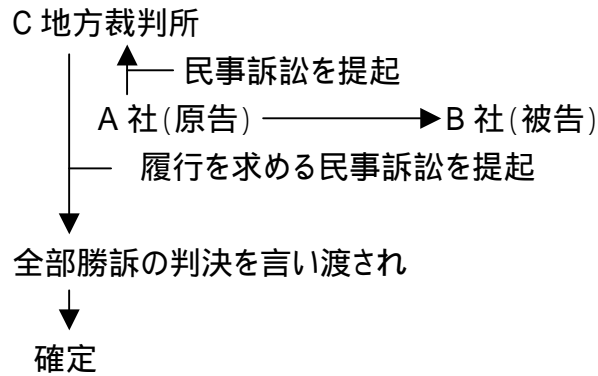
#### イ. 平成 10 年 月 日付

C 地方裁判所(以下「C 地裁」という。)は、A 社が、D 社から譲り受けた B 社に対する貸金債権について、破産会社が、法人格否認の法理によって、これを弁済する責任があるとして、平成 10 年 月 日付で、A 社を債権者、破産会社を債務者として、賃貸物件である同社名義の建物 8 棟の仮差押命令及び同建物 8 棟のうち一部の仮差押命令の執行として、C 地裁が平成 10 年 月 日付で上記建物 8 棟のうち 3 棟につき、E 地方裁判所(以下「E 地裁」という。)が同年 月 日付で上記建物 8 棟のうち 1 棟につき、それぞれ強制管理開始決定をした。



#### ロ. 平成 13 年 月 日付

A 社は、C 地裁に対し、B 社を被告として、上記イの貸金債権(元本 13 口及びこれに対する利息・損害金債権。以下、併せて「本件貸金債権」という。)の履行を求める民事訴訟を提起し、平成 13 年 月 日付で A 社全部勝訴の判決が言い渡され、これが同年 月 日に確定した。



八.平成 15 年 月 日付

A社は、C地裁に対し、破産会社を被告として、法人格否認の法理により、本件貸金債権の履行を求める民事訴訟を提起し、平成 15 年 月 日付でA社全部勝訴の仮執行宣言付判決が言い渡され、破産会社が控訴した。

二.平成 15 年 月 日付

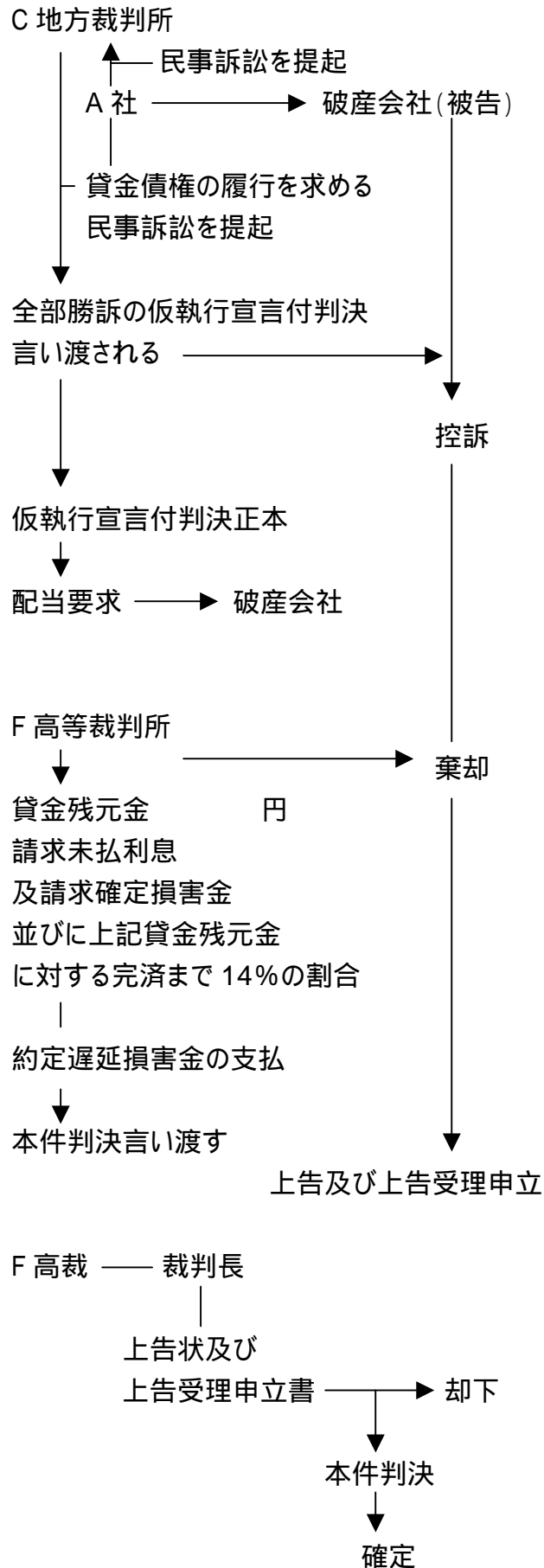
A社は、平成 15 年 月 日に破産会社に対する別の債権者の申立てに係る二重開始決定に基づく強制執行手続において、上記八の仮執行宣言付判決正本に基づき、配当要求をした。

ホ.平成 16 年 月 日

F高等裁判所(以下「F高裁」という。)は、平成 16 年 月 日に上記八の控訴を棄却するとともに、A社が第1審判決後B社の動産執行により一部分済を受けたことを理由として控訴審で請求額を 円減縮したに基づき、原判決を一部変更し、貸金残元金 円、請求未払利息及び請求確定損害金並びに上記貸金残、基金に対する完済まで年 14%の割合による約定遅延損害金の支払を命ずる判決(以下「本件判決」という。)を言い渡した。

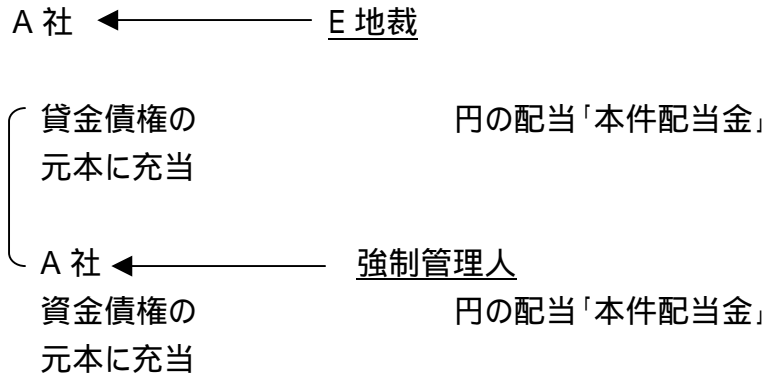
へ.平成 16 年 月 日

その後、破産会社は、上告及び上告受理申立てをしたが、F高裁裁判長は、平成 16 年 月 日に上告状及び上告受理申立書を却下し、本件判決は確定した。



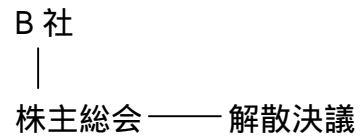
ト.平成 16 年 月 日

A社は、平成 16 年 月 日にE地裁から、 円の配当を受けるとともに、同年 月 日には強制管理人から 円の配当を受け(以下、これらの配当金を「本件配当金」という。)、これらの全額を本件貸金債権の元本に充当した。



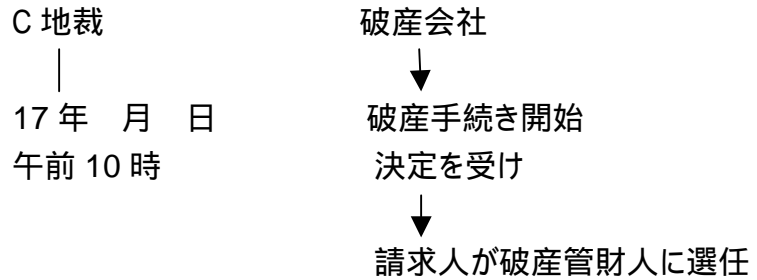
チ.平成 16 年 月 日

B社は、平成 16 年 月 日に株主総会において解散決議をした。



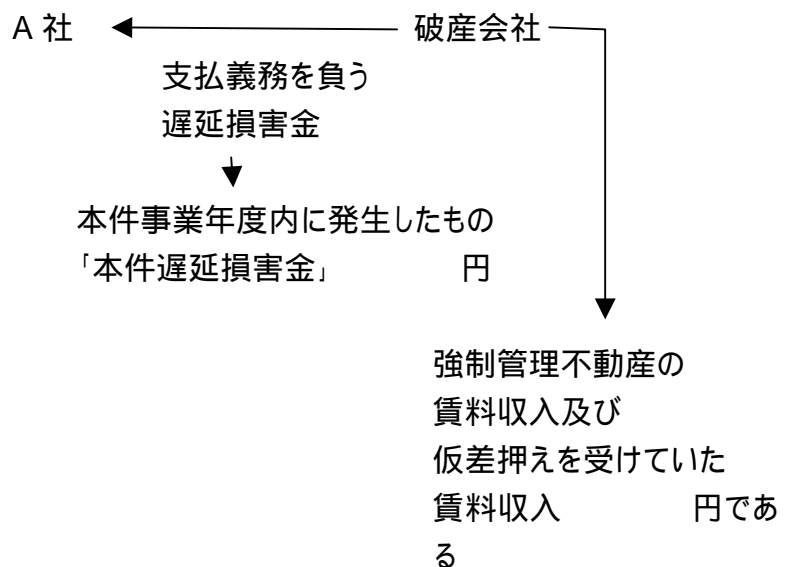
リ.平成 17 年 月 日

破産会社は、平成 17 年 月 日午前 10 時にC地裁により破産手続開始決定を受け、請求人が破産管財人に選任された。



本件判決

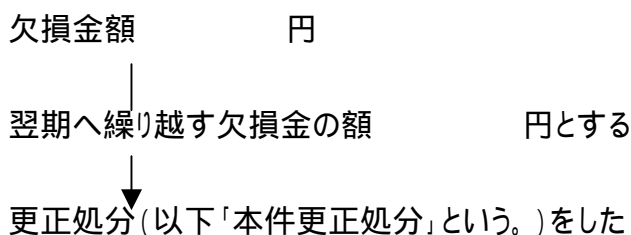
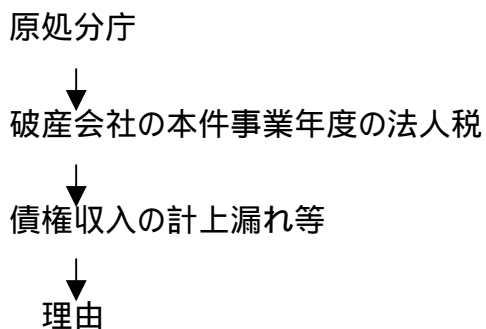
又 本件判決に従い、破産会社がA社に対して支払義務を負う遅延損害金のうち本件事業年度内に発生したもの(以下「本件遅延損害金」という。)は 円である。



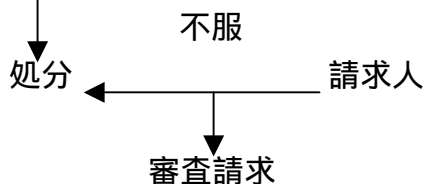
ル 本件事業年度において、上記イの強制管理の対象となっていた不動産の賃料収入及び仮差押えを受けていた賃料収入として、破産会社が取得した本件事業年度における賃料収入は 円であった。



カ.平成 18 年 9 月 29 日  
 原処分庁は、平成 18 年 9 月 29 日に破産会社の本件事業年度の法人税について、上記の賃料収入の計上漏れ等を理由として、欠損金額 〇〇 円、翌期へ繰り越す欠損金の額 〇〇 円とする更正処分(以下「本件更正処分」という。)をした。



コ.平成 18 年 11 月 29 日  
 請求人は、この処分を不服として、平成 18 年 11 月 29 日に審査請求をした。

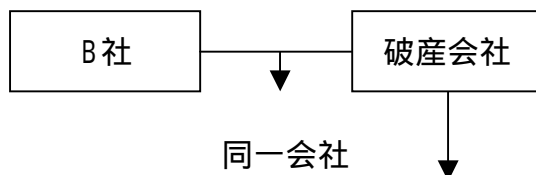
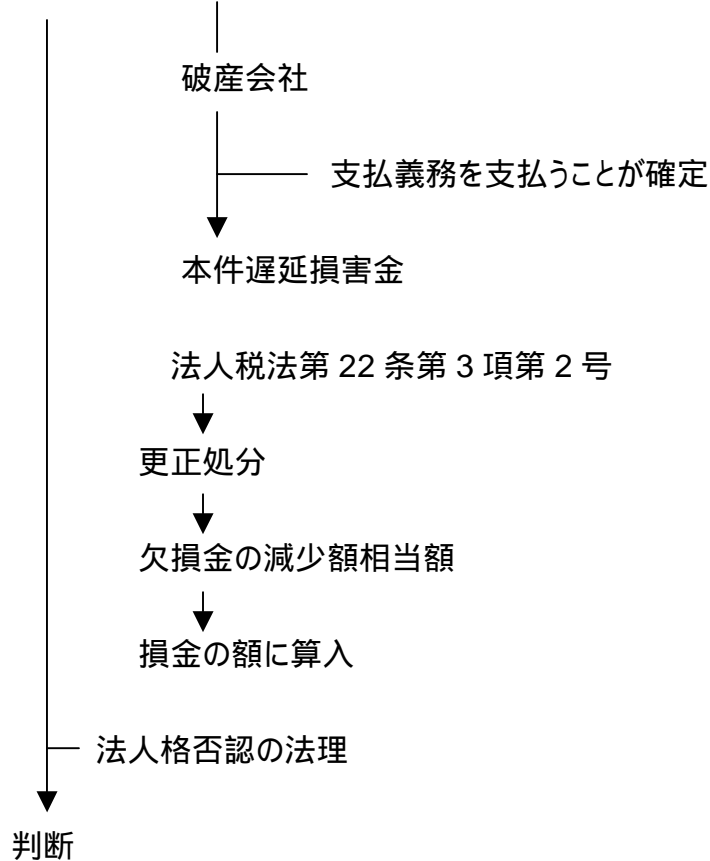


## 2. 請求人の主張

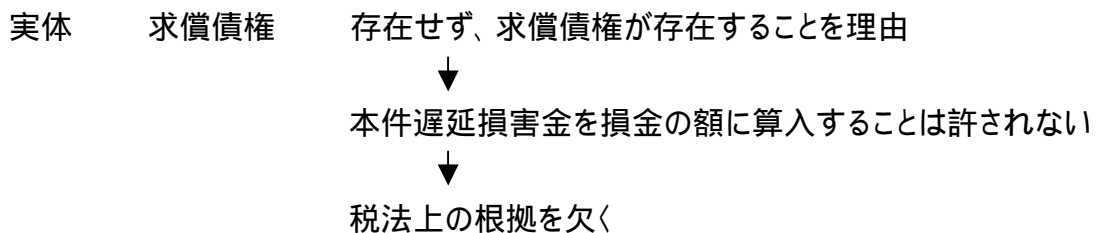
(1) 本件判決の確定により、破産会社が本件遅延損害金の支払義務を負うことが確定したのであるから、法人税法第 22 条第 3 項第 2 号に基づき、このうち、少なくとも本件更正処分による欠損金の減少額相当額を損金の額に算入すべきである。

仮に、破産会社が A 社に本件遅延損害金を弁済した場合、形式的には B 社に対する求償債権が発生するといえるかもしれないが、本件判決は、法人格否認の法理によって B 社と破産会社が同一会社であると判断し、破産会社が本件貸金債権の履行義務を負うとしたのであるから、実体としては求償債権は存在せず、そのような求償債権が存在することを理由に、本件遅延損害金を損金の額に算入することが許されないとするは税法上の根拠を欠く。

(1) 本件判決の確定

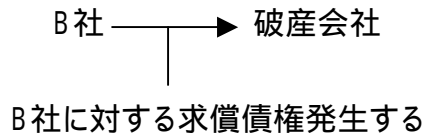


本件貸金債権の履行義務を負う



(2) 仮に、破産会社に、B社に対する求償債権が発生するとしても、同社は、本件事業年度内である平成 16 年 月 日に解散しているから、求償債権を行使してもこれを回収できないことは明らかである。よって、本件遅延損害金を貸倒損失として損金の額に算入すべきである。

(仮)



平成 16 年 月 日 解散しているから求償債権を行使しても回収できないことは明らかである

↓

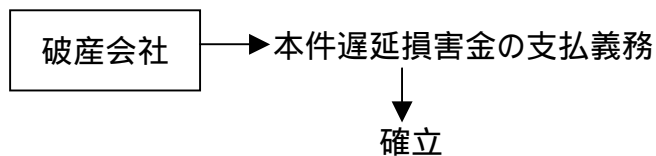
よって

本件遅延損害金を貸倒損失として損金の額に算入すべきである

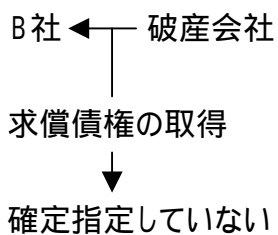
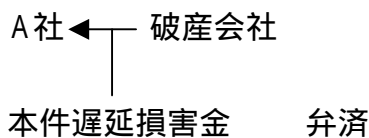
### 3. 原処分庁の主張

(1) 本件判決の確定により、破産会社が本件遅延損害金の支払義務を負うことが確定したとしても、仮に破産会社がA社に本件遅延損害金を弁済すると、破産会社はB社に対して求償債権を取得するから、最終的な破産会社の負担額は確定指定していない。

#### (1) 本件判決の確定



(仮)



(2) 仮に、B社に対する求償債権が事実上貸倒れにあり、回収することができない状態にあったとしても、貸倒損失を損金の額に算入するためには損金経理をしておく必要がある(法人税基本通達 9 - 6 - 2)が、破産会社は、本件遅延損害金につき損金経理をしていないから、貸倒損失を計上することができない。



(仮)

B社 ←

求償債権

- ・事実上貸倒れにあり
- ・回収することができない状態にあったとしても

貸倒損失を損金の額に算入するためには損金経理をしておく必要がある。

(法人税基本通達 9 - 6 - 2)

破産会社

本件遅延損害金につき損害経理をしていないから

貸倒損失を計上することができない

#### 審判所の判断

判断(1) 本件判決の確定によって、本件遅延損害金を本件事業年度の損金の額に算入できるか否かについて

遅延損害金を本件事業年度の損金に導入できるか否かについて

「B社と破産会社が別法人であることを否認する旨の本件判決は、両社は別個独立の法人として存在し、法人格否認の法理は何ら影響を及ぼさない。

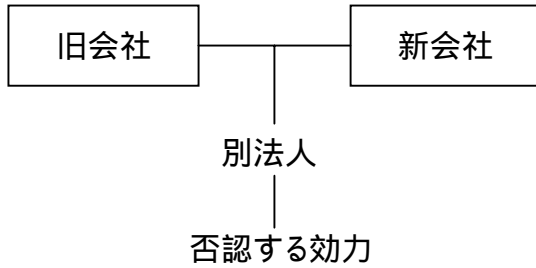
本件判決が確定しただけでは倒産会社が本件遅延損害金の金額を負担することはできないから、本件事業年度の損金の額に算入することはできない。

主張人の請求は採用できない。」

イ 法人税法第22条第3項第2号は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額につき、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く額とする旨規定する。

ところで、法人格否認の法理によって認められる旧会社と新会社とが別法人であることを否認する効力は、債権者との間で当該債権に関する限りでのみ生じる相対的効力にとどまり、新会社が一応独立の法人として実体を有している以上は、新旧両会社間の関係では、両社は別個独立の法人として存在し、その間で行われた法律行為にも法人格否認の効力は何ら影響を及ぼさないと解される。

(イ)

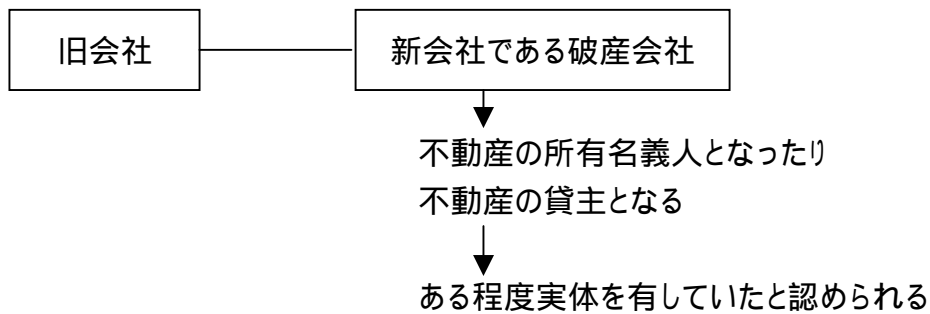


両社別個独立の法人として存在し、その間で行われた法律行為にも法人格否認の効力が何ら影響を及ぼさないと解される。

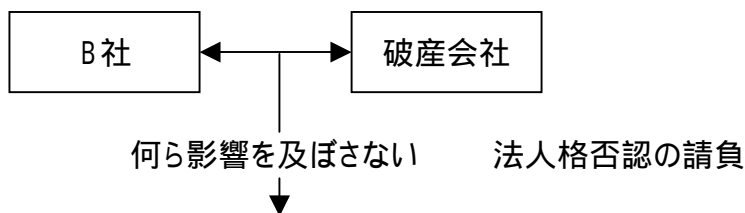
□ 本件判決は、法人格否認の法理によって、破産会社に対して本件貸金債権の履行を命じたものであるところ、新会社である破産会社は、不動産の所有名義人となったり、不動産の貸主となっていたことからすると、破産会社はある程度実体を有していたと認められるから、法人格否認の法理に基づいてB社と破産会社が別法人であることを否認する旨の本件判決は、その確定によっても、B社と破産会社の間は何ら影響を及ぼさず、依然として両社は別個独立の法人として存在し、その間で行われた法律行為に対しても法人格否認の効力は何ら影響を及ぼさないことになる。

そうすると、破産会社が本件遅延損害金の一部を弁済したとしても、B社との関係では、破産会社は第三者であるB社の債務を弁済したにすぎず、その支払った全部又は一部について、B社に対する求償債権が発生し、これを回収することができる関係にあることになる。そうである以上、本件判決が確定しただけでは、破産会社が本件遅延損害金の全額を負担することが確定したということとはできないから、本件事業年度の損金の額に算入することはできない。

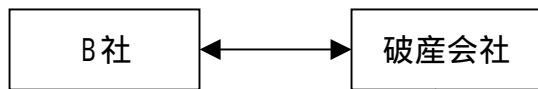
したがって、請求人の主張は採用できない。



法人格否認の法理に基づいて、B社と破産会社が別法人であることを否認する旨の本判決はその確定によっても



依存として別個独立の法人として存在し、その間で行われた法律行為に対しても法人格否認の効力は影響を及ぼさない。



本件遅延損害金の一部を弁済しても

B社との

関係では

破産会社は第三者であるB社の債務を弁済したにすぎず

その支払った全部又は一部について

B社に対する求償、債券が発生し

これを回収できる関係にあることになる

本件判決が確定しただけでは、破産会社が本件遅延損害金の金額を負担することが確定したと  
いうことはできないが

・本件事業年度の損金の額に算入できない

・請求人の主張は採用できない。

法人格否認の法理によってB社と破産会社が別法人であることを否認する旨の本件判決が確定してもその間で行われた法律行為は破産会社が本件遅延損害金の金額を負担することを確定したということができない。

故に損金の額に算入することはできない

という裁判所の判断を支持することができる。

## (2) 本件配当金による一部弁済について

本件事業年度内において、A社は、E地裁等から強制管理に係る本件配当金を受領してこれを全額本件貸金債権の元本に充当しているところ、(1)で述べたところを前提とすると、その時点で破産会社はB社に対して本件配当金相当額の求償債権を有するに至ったことになる。

しかしながら、D社がB社に対して多額の貸金債権を有していたが、これがA社に譲渡されたこと、A社は、法人格否認の法理に基づいて、破産会社に本件貸金債権の履行を求め、これを容認する本件判決が確定したこと、A社は、B社を債務者とする動産執行の申立てをしたものの、本件貸金債権に比してごく少額の債権の回収にとどまったこと、B社は、平成16年月日に解散決議をしたことなどが認められる。

さらに、当審判所の調査によれば、B社の平成16年月日から同年月日までの事業年度の法人税の確定申告書及び平成16年月日から平成17年月日までの清算中の事業年度の法人税の清算事業年度予納申告書に添付された各事業年度の貸借対照表に、多額の資産が計上されていることが認められるが、そのうち不動産についてはその価値を上回る担保権が設定されており、動産や債権についても存在しないか実体がないと認められ、その他B社にめぼしい財産が存在したと認めるに足りる証拠はない。

加えて、破産会社は、本件判決において、法人格否認の法理によりB社と同一法人とみなされたこと及び本件配当金相当額の賃料収入を現実に手にしておらず、強制執行手続によってA社に配当されたことに照らすと、本件事業年度末の時点で、破産会社がB社から本件配当金相当額の求償債権を回収することは、その一部ですら事実上不可能であって、当該求償債権は、もはや、その全額につき行使できない状況にあり、破産会社が本件配当金相当額の最終的な負担者となることは明らかであったと認められる。

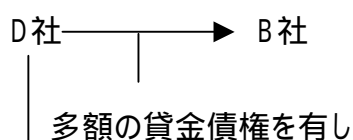
以上の諸点からすれば、そのような求償債権を、形式上、資産として計上しなければならないとすることは相当でなく、破産会社は、本件配当金相当額を、法人税法第22条第3項第3号の損失として、本件事業年度の損金の額に算入することが許されるというべきである。

配当金による一部弁済

A社はF地裁等から配当金を受領し金額  
本件事業年度内において貸金債権に充当

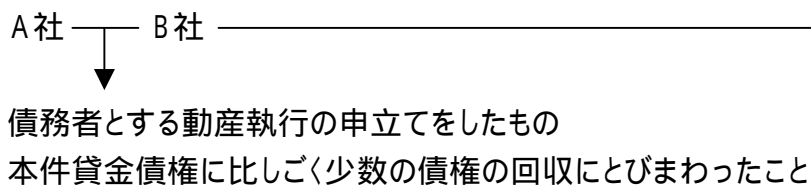


破産会社はB社に対して本件配当金相当額の求償債権を有する



A社に譲渡

法人格否認の法理  
貸金債権の執行を求め容認する本件判決が確定



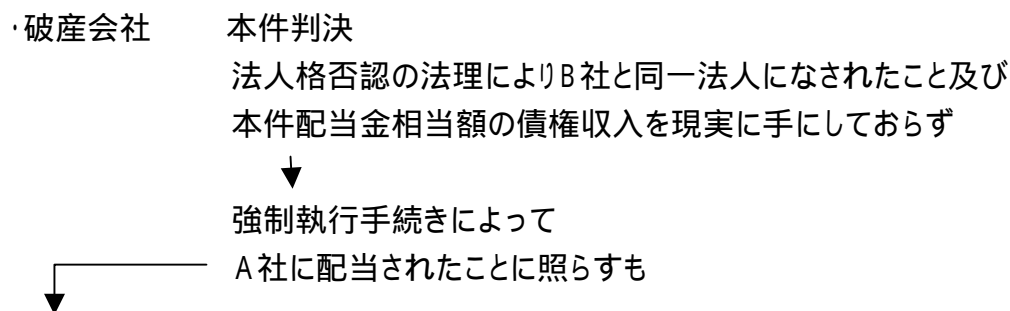
・平成16年 月 日に解散決議

・平成16年 月 日からの法人格の法人税の清算事業年度予納申告書に添付された各事業年度のB/S

多額の資産計上が認められているが、不動産についてはその価額を上回る担保権が設定されている。

・動産や債権  
実体がないと認められる

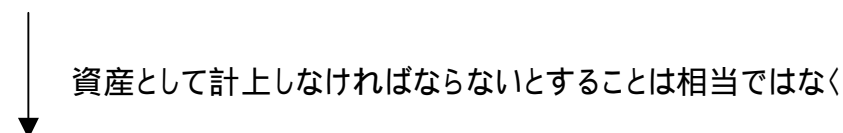
その他、B社にめばしい財産が存在したと認めるにたりる証拠はない



本件事業年度の時点で破産会社がB社から本件配当金相当額の求償債権を回収することをその一部ですら事実上不可能であって

当該求償権はもはやその金額につき行使できない状況にあり、破産会社が本件配当金相当額の最終的な負担者となることは明らかであったと認められる。

求償権を形式上



破産会社は本件配当金相当額を法人税法第22条第3項第3号の損失として本件事業年度の損金の額に算入することが許される。

(3) 本件配当金相当額については、請求人がその取消しを求める本件更正処分における欠損金額の減少額 円の限度で、本件事業年度の損金の額に算入すべきことになり、翌期へ繰り越す欠損金額は 円(平成15年12月期の翌期へ繰り越す欠損金の額 円に本件事業年度の欠損金額 円を加算した額)となるから、本件更正処分はその全部が違法というべきである。

### 争点3. 更正処分における欠損金

「配当金相当額については、請求人がその取消しを求める本件更正処分における欠損金額の減少額 円の限度で本件事業年度の損金の額に算入すべきことになり、翌期へ繰り越す欠損金額は 円(平成15年12月期の翌期へ繰り越す欠損金の額 円を加算した金額)となるから本件更正処分はその全部が違法というべきである。」

更正の請求による増額更正に対して取り消し訴訟の提起がなされて増額の部分に対して独立の行為として存在しないこと、職権発動を拒否する部分とも言え争点3については配当金相当額の欠損金の相当額のみ算入となり審判所の見解が相当と言える。

研究 審判所の判断に賛成

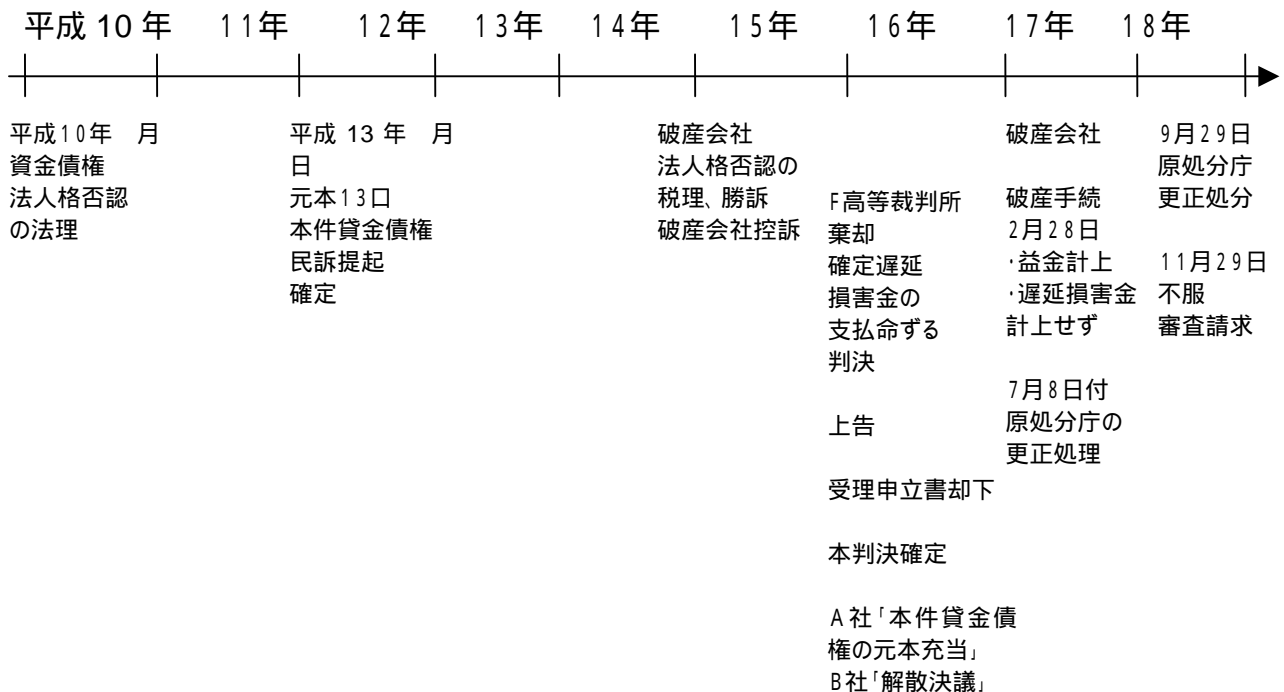
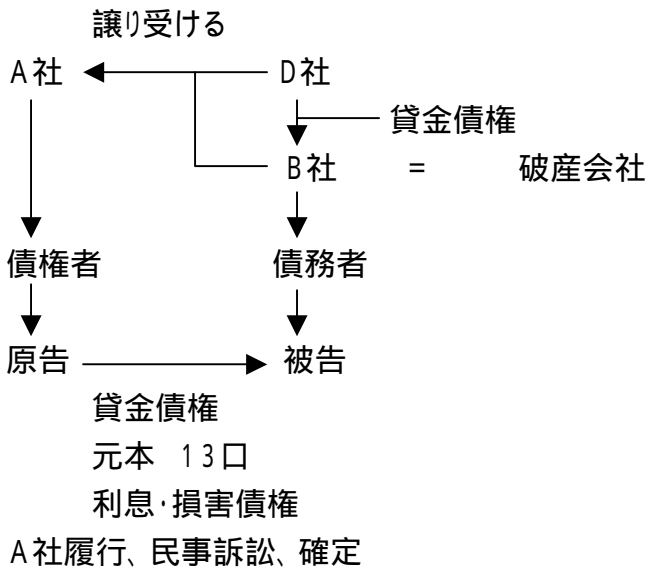
争点1. 遅延損害金、本件事業年度の損金算入できるか否か

1. 法人格否認の法理と貸金債権

(1) 貸金債権

A社は元本13口及びこれに対する利息・損害金債権をB社被告として民事訴訟を提起して全部勝訴の判決を言い渡され確定する。

貸付債権については破産会社が法人格否認の法理によって弁済する責任があるとしている。



## (2) 法人税否認の法理

### (i) 意義

アメリカ、ドイツでは、ある特定の法律関係についてのみ、第3者との関係で会社と社員(親会社)をその支配および、利益の一体性に着目して同一格とみなすことによって実質と法形式のズレから生ずる不公正を調整する法理として法人格否認の法理が生れる。

法人格が形骸し、法律の適用を回避するため濫用される場合、法人格を認めることは、法人格の本来の目的に照らして許すべからざる時法人格を否認することが要請されるのである。

法人制度の目的に照らし形式的独立性を貫くことが正義衡平の理念に反すると認められる場合、存在を全面的に否定するのではなく、存在を認め、個別的・例外的に法人格の機能を否定して会社と株主を法律上同一にする法理が法人格否認の法理である。

現行法の不満な点を明るみに出し、法人格否認の法理で解決される問題点は新たな立法の中で解決されていくべきという考え方が支持されてきている。

法人格否認の法理は正義、衡平の要請を満たすための例外的な判例法理であることが強調され適用範囲は厳格に解されるとしている。注1

#### 法人格否認の法理は

「特定の法律関係において一定の要件が充たされる時、法人格は存在しながらも、一時的にその機能を停止するという効力が発生し、その結果、法人とその背後にあって、これを支配している者と同一視する考え方である」注2

法人格が形骸化している場合、法人格が濫用されている場合形骸化したものとして問題となった株式会社を小規模な実質個人商店といえる形骸化した場合の者と同一視されるのである。

( )最高裁判決 昭和44年2月27日

#### 法人格の否認建物明渡請求

#### 判旨

社団法人における法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値するときに法的技術によって行われるものである。注3

法人格が全くの形骸にすぎない場合またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるか如き場合においては法人格を認めることは法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものをいうべきであり法人格を否認するべきことが要請される場合が生じる。注4

「法人格が法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合」

「法人格が全くの形骸にすぎない場合」

二つの場合を明示している。

#### 学説、下級審判所

当事者が法律的にでなく、事実上別法人であることを前提とする法規の解釈が問題である場合。

#### 及び

基本的意義を有する社团的法規であって間接的にそのもの法規の目的が侵害されることの許されないものの通りに関する場合

をも同法理を適用できるという見解が見られる。注4

法人格否認の法理は判例法としての地位が付与され、最高裁判決を受け入れる形で学説も同法理の適用を受容している。

( )適用範囲

実体法上の根拠が民法1条3項(権利濫用の禁止)に規定が求められ、

摘要範囲は正義・衡平の要請を満たすための例外的な判例法理が強調されるべきであり限定的に解されるべきである。

a. 濫用事例の適用要件

会社の背後者が違法、不当な目的のために会社法人格を利用する場合をいう。

・適用要件

支出要件 会社の背後者が会社を自己の意のままに「道具」として用いる地位

目的の要件 会社の背後者が違法・不当な目的のため会社を利用している事実

b. 形骸事例の適用要件

会社の実質が全く個人企業と認められる場合で

実質上の1人会社であること

会社と個人の財産及び業務が混同していること

会社の営業から生ずる収支について明確な記録をもたず、その結果・個人の収支と会社の収支が区別されない状態が続いていること

会社の意思決定や業務執行方法に関する強行法的組織規定を全く無視していること

尚、両事例の適用要件の異同点の確認については増田教授注1を 72 頁を確認していただきたい。注5

( )法人格否認の法理の租税法形成への適用の可否

租税法律主義の形骸化現象、通達課税の恒常化、租税行政立法の濫用、法の一般条項を駆使して課税問題の解決を図ることが著しい。

「租税法律主義のもとでは、真実に存在する法律関係から離れて課税を行うことは許されないから、消極に解すべきであろう」注6

と法理の適用は消極としている。

松沢智教授は「公法上の関係においては変容し、更にしほりかける必要が要請されよう」とし

「税法における公平負担の原則をふまえ租税法律主義に基づく法的安定性の要請にも実質的に反しないような解決をはかるべきであろう」としている。注7

法人格否認の法理を適用することは租税法律主義の養成と鋭角的に対峙する結果を招き軽視につながる。

実質所得者課税の原理を適用する場合に比べ法人格否認の法理を適用する場合は行政庁に有利な法的効果をもたらす納税者の権利は租税公平主義、租税法律主義といった租税法の基本原則が尊重されてはじめて保護される。

法人格否認の法理には条文はなく逆に法人格否認の法理の導入は濫用・形骸を生みやすく、会社法上の法人格否認の法理が最高裁判所が判例に準ずるか、租税法との関係では経済的成果が生じている限り課税要件は充足され、課税され、課税の対象が事実行為である場合、法律行為の効力が課税になんらの影響を与えないのではないかと解されます。



## ( ) 本事案との関係

本事案に於いて法人格否認の法理に基づいてB社と破産会社が別法人であることを否認する旨の本件判決で両社は別個独立の法人として存在しその間で行われた法律行為に対しても法人格否認の法理が影響を及ぼすかである。

B社も破産会社もA社の民訴提起ではB社に対しても破産会社に対しても法人格否認の法理によって弁済責任があるとし確定している。

法人格否認の法理に基づく法的根拠条文よりも法的に法人の乱用形骸化防止策であり破産会社の遅延損害金と法人格否認法理との関係では遅延損害金の金額負担の確定したということが算入することができないことになろう。

松沢教授は

「租税法は法であり究極の理念は租税正義であり租税法律主義の原則をいい租税正義を実現するための手続・方法」とも述べられ租税法律主義が尊重されることが必要であり保護されなければならない。注8

争点2. 配当金による一部弁済について

法22条の第3号と損失(配当金相当額)算入と求償債権との関係を解析する。

法人税法22条の3で以下のように規定されている

第22条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

法22条3項の損金は原価、販売者、損失と規定され法人税法第29から第61条等「別段の定めがあるものを除いたものである。

具体的に列挙するものが損金の内容を構成し各取引の損金該当性(損益額)によって捉えなければならない。注9

松沢智教授は

『取引においてそんきんのうち費用にあたるかどうかは取引自体の性質から費用性すなわち「通常かつ必要な経費」であるかどうかで判断すべきものと解される』注10

通常かつ必要な経費であり債務の確定がなされていることである。

費用の計上について要求される「債務の確定」は権利確定主義とともに法的基準によって費用の帰属事業年度を決定する基準である。

『費用の計上について要件とされる「債務の確定」とは当該事業年度中に当該費用にかかる債務が成立し金額まで確定していること若しくは少なくともその金額が合理的にさ出できるものであることを要する。

「債務」とは、金銭債務であり、右債務が成立するためにはかかる法的効果の発生原因たる法律効果の発生原因たる法律要件の存在すること(契約債務不履行、不法行為等)を要する。

要するに

法人税法上、決算期間における正しい損益を確定するには権利義務の確定によるべきであるが、

現実の支出があるまでは確定計算ができないもの等確実に捕捉し得ないものは計算から除外し損金とすることはできない』と述べられている。

法人税法上の費用は通常かつ必要な経費であり債務の確定が要件となる。

配当金による一部弁済については本事業の本件配当金を受領し全額本件貸金の元金に充当していることと破産会社が配当金相当額の求償債権を回収することが事実上不可能であって破産会社が配当金相当額を本件事業年度の損金の額に導入されることが許容されることになる。

第二の争点については

強制執行手続により配当金を受領し全額損害金に充当し破産会社が配当金相当額の最終的な負担者となることが認められ配当金相当額を損失として損金の額に算入することが許されると解される。

争点3. 更正処分における欠損金

更正処分の通知を受け異議申立てを行ったが問題はその内容が原処分の違法・不当を是正するものなのかである。

本事案配当金相当額については請求人が取消しを求める更正処分における欠損金額の減少額の限度で本件事業年度の損金の額に導入すべきであり更正処分そのものが違法といえよう。

争点3. は、増額更正と独立存在しない旨との関係である。注 11

更正の請求による増額更正に対して取消訴訟の提起が増額の部分に対して独立の行為として存在しないこと、職権発動を拒否する部分とも言え、争点3については配当金相当額の欠損金の相当額のみ導入となり審判所の見解が相当と言える。

結

遅延損害金は法人格否認の法理では算入することはできないとし配当金による一部弁済については許容され更正処分と欠損金では違法に至りましたがまだまだ研究に値する事業と考えられます。

今後の機会に研究報告致します。

注1. 増田英敏著「租税憲法学」(第3版)(株)成文堂 66頁

2. 二宮昭興、永野剛志、森田憲右共編

「ケース・スタディ法人格否認の法理と実務」新日本法規 3頁

3. 山田二郎著作集「租税法重要判例解説(2)」信山社出版(株)95頁

4. 酒巻俊雄、尾崎安央共編著

「会社法重要判例解説」上巻3版補正版(株)成文堂 6頁

5. 前掲書 注1

6. 金子宏著「租税法第十三版」弘文堂 153頁

7. 松沢智著「新版 租税実体法」中央経済社 51頁

8. 松沢智著「租税法の基本原則」中央経済社 153頁

9. 増田英敏著「リーガルマインド租税法」(株)成文堂 108頁、118頁

10. 前掲書 7

11. 占部裕典著「租税債務確定手続」信山社出版(株)41頁